



2026年5月8日

各 位

東京都港区芝浦三丁目1番1号
安田倉庫株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 一成
(コード番号：9324 東証プライム)
問合わせ先 業務部長 瀧澤 和貴
(TEL. 03 - 3452 - 7311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、2026年6月開催予定の定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 本日開示の「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の非継続（廃止）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）を継続せず、有効期間が満了する本定時株主総会終結の時をもって、廃止することといたしましたので、現行定款第18条を削除するものであります。
- (2) 取締役会の柔軟な運営を可能とすること及び意思決定の客観性並びに透明性の向上を図ることを目的として、取締役社長以外の取締役に於いても取締役会議長を務めることができるよう、現行定款第23条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p><u>第18条（株主総会決議事項）</u></p> <p><u>株主総会は、その決議によって当会社株式の大量買付行為に関する対応策の導入（対応策の範囲を拡大する変更も含む）又は継続をすることができる。</u></p> <p><u>2. 前項における対応策の廃止（対応策の範囲を縮小する変更も含む）は、株主総会又は取締役会の決議によって行う。</u></p> <p><u>3. 第1項における対応策とは、当会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに株式の発行、自己株式の処分若しく</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>は株式無償割当て又は新株予約権の発行若しくは新株予約権無償割当てを行うことにより当会社株式の大量買付の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値については株主共同の利益を損なうおそれのある者による大量買付が開始される前に導入されるものをいう。</u></p> <p>第19条～第22条（条文省略）</p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第43条（条文省略）</p>	<p>第18条～第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>当該取締役</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第42条（現行どおり）</p>
---	---

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月25日（木）
定款変更の効力発生日 2026年6月25日（木）

以上